

在来馬種保存事業実施要領

(設定 平成 23 年 11 月 1 日)
改正 平成 25 年 1 月 4 日

(趣 旨)

第 1 条 公益財団法人馬事文化財団馬事伝統行事保存事業等実施要綱（平成23年11月1日設定。以下「要綱」という。）に基づく在来馬種保存事業は、要綱に定めるほか、この要領により実施するものとする。

(助成の対象となる事業)

第 2 条 助成金の交付の対象となる事業は、公益社団法人日本馬事協会（以下「馬事協会」という。）が、在来馬種の保存を図るために行うものであって次に掲げる事業に限るものとする。

- (1) 在来馬を飼育するために必要な費用の助成事業
- (2) 在来馬の飼育，展示等を行うための施設及び機器の整備に必要な費用の助成事業
- (3) 在来馬の保存の研究を促進し，啓蒙を図るための事業
- (4) 在来馬種及び在来馬種の保存活動等を広く紹介するための出版物を制作する事業

(助成金交付の申請)

第 3 条 馬事協会は、在来馬種保存計画書その他別表に掲げる書類を添えて、毎年4月10日までに理事長が別に定める様式による助成金交付申請書を当財団に提出するものとする。

(助成金交付の決定)

第 4 条 当財団は、前条により提出された申請書その他の書類を審査のうえ、在来馬種保存事業実施計画書を作成し、日本中央競馬会（以下「競馬会」という。）理事長の承認を得るものとする。

- 2 当財団は、競馬会理事長の承認に基づき、馬事協会に対する助成金の交付を決定し、その決定内容及び理事長が別に定める条件を記載した理事長が別に定める様式による助成金交付決定通知書により馬事協会に通知するものとする。

(助成金交付の手続)

第 5 条 馬事協会は、次に定める四半期ごとに、助成金の交付の決定を受けた事業（以下「被交付事業」という。）の実施に必要な経費に充てるため、当該四半期の開始する日の前日までに財団に分割交付申請を行うものとする。なお、第1四半期の当該分割交付申請は、第3条の助成金交付申請と併せて行うことができるものとする。

- (1) 第1四半期 4月から6月
- (2) 第2四半期 7月から9月

(3) 第3四半期 10月から12月

(4) 第4四半期 1月から3月

2 当財団は、前項の分割交付申請があったときは、当該申請を審査のうえ、第4条第2項により通知した金額の範囲内で助成金を分割して交付するものとする。

(報告書の提出)

第6条 馬事協会は、12月末日までの被交付事業の実施状況等を記載した在来馬種保存中間報告書をその翌年の1月末日までに当財団に提出するものとする。ただし、12月末日までに被交付事業が終了した場合は、これを不要とする。

2 馬事協会は、被交付事業が終了したとき又は第8条による被交付事業の中止若しくは廃止の承認があったときは、終了又は中止若しくは廃止の承認の日から30日を経過する日又はその事業年度の終了後30日を経過する日のいずれか早い日までに理事長が別に定める様式による在来馬種保存実績報告書を当財団に提出するものとする。

3 当財団は、前項の在来馬種保存実績報告書の内容を確認のうえ、同項の提出期限から30日以内に在来馬種保存事業実施計画の実施状況報告書を競馬会に提出するものとする。

(計画変更の承認)

第7条 馬事協会は、被交付事業の計画を変更する必要がある場合又はその事業年度内に被交付事業を終了させることができなくなった場合は、理事長が別に定める様式による在来馬種保存計画の変更承認申請書を当財団に提出し、理事長の承認を得るものとする。

2 当財団は、前項の変更承認申請書を審査のうえ、在来馬種保存事業実施計画の変更承認申請書を競馬会に提出し、その承認を得るものとする。

3 当財団は、計画の変更について承認を決定した場合は、馬事協会に承認の通知を行うものとする。

4 第1項から前項までの規定にかかわらず、軽微な変更については、第1項、第2項又は前項の手続を省略することがある。

(被交付事業の中止等の承認)

第8条 馬事協会は、被交付事業を中止又は廃止する必要がある場合は、理事長が別に定める様式による被交付事業の中止（廃止）承認申請書を当財団に提出し、理事長の承認を受けるものとする。

2 当財団は、前項の申請書に基づき、在来馬種保存事業実施計画の中止（廃止）承認申請書を競馬会に提出し、その承認を得るものとする。

3 当財団は、被交付事業の中止又は廃止について承認を決定した場合は、馬事協会に承認の通知を行うものとする。

(決定の取消又は変更)

第9条 当財団は、第7条による変更又は第8条による中止若しくは廃止の承認

をしたときは、当該被交付事業に係る助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することができるものとする。

- 2 当財団は、馬事協会が助成金の交付の決定又はこれに付した条件その他要綱又はこの要領の規定に違反したときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

(助成金の額の確定)

第 10 条 当財団は、第 6 条第 2 項により提出された在来馬種保存実績報告書を審査のうえ、助成金の額を確定し、馬事協会に通知するものとする。

(助成金の返還)

第 11 条 当財団は、第 9 条による取消又は変更を行った場合において、既に助成金が交付されているときは、既に交付された助成金の全部又は一部の返還を命ずることができるものとする。

- 2 当財団は、前条により馬事協会に交付すべき助成金の額を確定した場合において、既にその額を超える助成金が交付されているときは、期限を定めて、馬事協会にその超過金額の返還を命ずることができるものとする。

(その他)

第 12 条 当財団は、必要に応じて、被交付事業の実施状況、経理等について監査を行うものとする。

- 2 馬事協会は、あらかじめ第 2 条に規定する事業の実施に必要な事項を定めた要綱を定め、理事長の承認を受けなければならない。また、当該要綱の内容を変更しようとするときも同様とする。

附 則

この要領は、平成 23 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 25 年 1 月 4 日から施行する。

別 表

添付書類

- 1 定款
- 2 登記簿謄本
- 3 最も近い会計年度の事業報告書
- 4 最も近い会計年度の財務諸表
(財産目録，貸借対照表，損益計算書及び収支決算書をいう。)
- 5 被交付事業の実施にかかる費用の算出基礎
(助成金交付申請書又は計画書に記載してある場合は不要とする。)
- 6 被交付事業の実施にかかる要綱，要領等の規程